

建 第 6 5 号 の 3
令和 2 年 4 月 14 日

公益社団法人新潟県建築士会会長 様
一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

新潟県土木部都市局建築住宅課長

建築士事務所の立入指導について（依頼）

このことについて、下記のとおり実施しますので、貴会員に周知されるようお願いいたします。

記

- 1 立入指導期間
年間を通じて行います。
- 2 立入指導実施機関
建築士事務所の所在地を所管する県地域機関
- 3 立入指導項目
 - ・ 建築士事務所の開設者の状況（建築士法第 23 条の 4）
 - ・ 建築士事務所の登録事項の変更の届出状況（建築士法第 23 条の 5）
 - ・ 管理建築士の専任状況（建築士法第 24 条）
 - ・ 再委託の制限の対応状況（建築士法第 24 条の 3）
 - ・ 業務に関する帳簿の備付け及び保存の状況（建築士法第 24 条の 4 第 1 項）
 - ・ 図書の保存状況（建築士法第 24 条の 4 第 2 項）
 - ・ 標識の掲示状況（建築士法第 24 条の 5）
 - ・ 書類の閲覧状況（建築士法第 24 条の 6）
 - ・ 書面の交付状況（建築士法第 24 条の 8）
 - ・ 業務に必要な表示行為の状況（建築士法第 20 条）
 - ・ 設計等の業務報告書の提出（建築士法第 23 条の 6）
 - ・ 名義貸しの禁止（建築士法第 24 条の 2）
 - ・ 再委託の制限（建築士法第 24 条の 3）
 - ・ 重要事項の説明等の状況（建築士法第 24 条の 7） 等

【 担当 】 土木部都市局建築住宅課
建築指導係 星崎
TEL 025-280-5441